

厚真町職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 処分に至った事実の概要

直属の部下職員に対し、業務上相当な範囲を超えた言動により精神的苦痛を与えたことを受け、処分を発令したものです。

本件は、業務上の適正な指導の範囲を逸脱したパワーハラスメントで、公務員として不適切な行為であり、町民の信頼を裏切り、本町に対する信頼を著しく損なうこととなったことから、地方公務員法第29条第1項第3号により処分を行うものです。

2 処分を実施した日

令和3年10月25日

3 被処分者

住民課 参事 男性 49歳

4 処分の内容

減給10% 3月